

原子力災害の万が一の備えとして、市民への安定ヨウ素剤の事前配布を求める意見書

東日本大震災後の福島第一原発事故により、高濃度の放射性物質が広範囲に拡散し、周辺地域では避難生活を余儀なくされています。この事態を振り返った時、安定ヨウ素剤の備蓄がありながら、住民に服用のための配布が行き届いてない事例が明らかになっています。

この事態を踏まえ、国は「原子力災害対策指針」を改正し、原子力災害が発生した場合に備え、安定ヨウ素剤の事前配布を含む予防服用体制を整備することを盛りこみました。

現在、鹿児島県においては、川内原子力発電所から 5 km 圏内の PAZ の住民には、安定ヨウ素剤の事前配布が行われているものの、UPZ では配布されておられません。

万が一、原子力災害が発生し安定ヨウ素剤を服用しなければならない場合、即時に住民各個人に対し安定ヨウ素剤を配布することは困難であり、このような事態を回避するには、安定ヨウ素剤を事前配布することが、市民の命を守る合理的かつ効果的な手法であると考えます。

また、本市においては、医師、歯科医師及び薬剤師等を含む 659 名から安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情書も提出されています。

以上のことから、鹿児島県知事に対し、下記の事項について強く求めます。

記

1. 鹿児島県が設置した「原子力安全・避難計画等防災専門委員会」において、安定ヨウ素剤の事前配布について協議すること。
2. 事前配布計画を策定し、原発から 30 km までの地域住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布を希望する者への配布を行うこと。とりわけ、原発から近い土川地域の住民に対しては、薩摩川内市の PAZ 住民同様に安定ヨウ素剤を早急に事前配布すること。